

吉野盟約の意味

—持統篡奪王権への疑問—

大平聰

はじめに

私は、天武天皇の治世下、その後継者として誰が「目されていたか」という観点から、お話をいたしたいと思いま
す。

義江明子さんのお考えでは、天武死後にその「皇后」鷦野讚良皇女（持統天皇）が政権を実力で獲得し、統治した
ということになります。その背景には、二人の間に生まれた草壁皇子が天武の「皇太子」となったという『日本書紀』
の記述があるのですが、私はずっと以前から、「草壁立太子」を疑っております。では、どのように考えられるのか、
それをお話ししてまいります。

(一) 吉野盟約

天武の新政権が落ち着きを示した頃、天武が皇后、諸皇子を引き連れて吉野で行つた信仰的儀式は、多くの研究者によつて注目されつきました。その記事を確かめておきましょう。

天武八年（六七九）五月条は、甲申（五日）に吉野宮に天武が行幸し、翌乙酉（六日）に、天皇をはじめ、皇后・草壁皇子尊・大津皇子・高市皇子・河嶋皇子・忍壁皇子・芝基皇子がそこである儀式を行つたことを伝えていきます。まず、天皇が皇后以下、諸皇子に対し、「朕、今日、汝等とともに庭に盟いて、千歳の後に、事無からしめんと欲す、いかに」と述べます。この問い合わせに、皇子たちは、「理実灼然なり」と答えました。つまり、天皇が、「千年後に至るまで、『事』が起こらないように、この庭でおまえたちと誓いを取り結ぼうと思うがどうか」と問うたのに對し、皇子たちが「それは当然であります」と答えたのです。「事」とは何か。それは先に経験した壬申の乱が置かれていたことは間違ありません。誓いの場に集められた顔ぶれをみれば、さらに「事」が王権繼承をめぐる争いと認識されていたことも間違いないでしょう。

「それは当然であります」と皇子たちが答えたのに続き、諸皇子筆頭に挙げられ、さらに「尊」という尊称まで付されている草壁がまず進み出で、「天神地祇及び天皇、證らめたまえ。吾兄弟・長幼、あわせて十余王、各異腹より出でたり。しかれども、同じきと異なりと別かず、ともに天皇の勅に隨いて、相扶けて忤うこと無けん。もし、今より以後、この盟のごとくにあらずは、身命亡び、子孫絶えん。忘れじ、失たじ」と述べました。これに続き、先にあげた大津皇子以下、四人、計五人の皇子がそれぞれに順番に草壁と同じことを申し述べます。これを聞いた天皇

は、「朕が男等、各異腹にして生まれたり。しかれども、今一母同産のごとく慈まん」と述べ、着ている服の紐を解いて服を広げ、六人の皇子を包み込むようにして抱きました。そして、「もしこの盟に違わば、忽に朕が身を亡ぼさん」と述べました。すると、今度は皇后が天皇と同じようにしたというところで、『日本書紀』はこの日の記述を終えています。そして丙戌（七日）に飛鳥の宮に戻り、己丑（十日）に六人の皇子がそろって天皇を大殿の前に拝したことでもって、一連の記述は終わっています。

草壁以下、諸皇子が天皇に申し上げたことを確認しておきましょう。それは、「私たち兄弟・長幼、十余名の王は、それぞれ異なる腹から生まれた、つまり、母親が違う、しかし、母親の異同はかかわりなく、天皇のご命令に従つて、お互いに助け合い、争うことはしません」という内容でした。そのあとに、もしこの盟いを破つたら、わが身は滅び、子孫は絶えるという、いわゆる起請文の「罰文」が述べられています。

「私たち兄弟・長幼」そして「十余の王」とはどういうことでしょうか。まず「十余の王」ですが、ここには、六人の皇子の名前しか記載がありません。それは、恐らく、この場に集められたのは、一定年齢を超えた、「おとな」と認められた皇子たちであり、このほかにもまだその年齢に達していない皇子たちがいて、彼らも合わせると「十余」名になるということだと考えられます。「千歳」の後のことまで暫うわけですから、この場には集まつていなくても、残りの皇子たちも当然、この盟いを守ることになることが含意されているのです。ちなみに、境界となつた年齢は、明証はありませんが、後に「元服」の年齢とされる15歳ではなかつたかと憶測しています。

では次に、「吾兄弟・長幼」に移ります。実は、ここに集まつた六人の皇子には、二人、天武の皇子ではなく、天智天皇の皇子が含まれていました。河嶋皇子と芝基皇子です。天武にも、磯城皇子という皇子がいましたが、この皇

子は、天武皇子中、最も若い皇子と推定されており、この場に集められる対象に含まれていなかつたと考えられます。父も母も違う二人の皇子が含まれていたために、「吾兄弟」ではなく、「吾兄弟・長幼」という表現がなされたのです。天武の後継者争いを未然に防ごうとして行われたこの盟約の場に、天智天皇の皇子も二人含まれていたことに注目しなければなりません。

さて、皇子たちの誓いに対し、天武が放った言葉と行為が重要です。天武は、この六人の皇子たちを、「一母同産」として慈しもう」と述べ、自分の着ている服の紐を解き、服を広げて六人の皇子たちを包み込んだと『日本書紀』は記しています。これは、私はお前たちをすべてわが子として受け入れよう、と宣言したのだと、まず、考えます。そして、重要なのは、天皇と同じことを皇后も行つたという記述です。私は、皇后の行為にこそ、この盟約の本質が表わされていると考えます。

天武詔皇子のみならず、天智の皇子たちまでこの盟約の場に集められた背景には、「世代内継承」の考えが存したことなどが考えられます。「世代内継承」とは、大王死後、次の大王が選出されるにあたり、大王の同世代に候補が求められ、同世代の候補がない場合に、死んだ大王の次世代の王族が候補対象となるという王権継承原則で、五世紀にその端緒が開かれ、六世紀、欽明天皇の即位によって、特定血縁集団に王権継承権が独占されるという、世襲王権が成立して以後、確立した王権継承原則であったと私は考えています。つまり、天武も、自分の死後の後継者の中に、天智の皇子も含まれることを認識していたということになるわけです。壬申の乱に勝利した天武といえども、その後継者を自分の子どもだけに限定することができない、あるいは現段階ではすべきでない、という認識を有していたと考へられるのです。

こう考えてみると、この吉野宮での儀式が、単に、「お前たち、仲良く私の全國統治に協力してね」というような生ぬるいものではなかったことがお分かりいただけるでしょうか。吉野は、当時、靈力、地にあふれる神仙境と認識されていた地で、天智と袂を分かった天武が、その妻鷦野讚良と移り、壬申の乱に踏み切る決断をした、天武政権にとっては重要な場所でした。この神聖な場所で、天皇と皇后がそろって行つた儀式の締めくくり、それが、お互いに衣服の紐を解き、六人の皇子を包み込んで「一母同産として慈まん」とする所作でした。これは何を意味するのでしょうか。ここで共通認識されたことは何だったのでしょうか。

私はそれを、ポスト天武は皇后であることを宣言し、承認させることにあつたと考えます。つまり、皇后（持統）はここに集められた諸皇子より一世代上で、天武と同世代の王族であると宣言されたことが、この盟約の最大の意義であつたと考えるのであります。天武と同世代の王族であると宣言されたことが、この盟約の最大の意義であつたと考へるのです。それに前例がありました。皇極天皇の即位です。皇極天皇は、舒明天皇の皇后となりました。しかし、二人には共通の尊属、押坂彦人大兄がおります。押坂彦人大兄は、舒明の父、皇極天皇（宝皇女）の祖父に当たる人物です。つまり、舒明と皇極の婚姻は、伯父・姪婚で、天武と持統の場合と一致します。舒明死後は、宝皇后が即位して皇極となりました。そして、六四五五年、蘇我蝦夷と入鹿父子が謀殺される乙巳の変が起こると、皇極は史上初めての生前譲位を行い、次の天皇に選ばれたのが、皇極の弟輕皇子（孝德天皇）でした。このとき、舒明の皇子である古人大兄皇子と中大兄皇子（天智天皇）も候補に挙がっていました。『日本書紀』孝德即位前紀は、皇極はわが子中大兄を後継者に立てようとしたが、中臣鎌子連（藤原鎌足）が、中大兄に「古人大兄は殿下の兄なり。輕皇子は殿下の舅なり」と助言し、自重させたと伝えてます。「舅」とは、当時の母親の兄弟姉妹を指す俗称（『令集解』喪葬令服紀条古記）とされます。舒明から見れば、または共通尊属の押坂彦人大兄から見れば、輕皇子も古人大兄・

中大兄も同じ世代に属します。しかし、軽皇子は、自分の姉が一世代上の舒明天皇と婚姻を結んだことにより、いわば姉に引きずられて世代を一つさかのぼったため、古人大兄・中大兄に優先して、世代内継承の原則に則って即位したと考えられます。

宝皇后（皇極）の即位については、宝皇后が舒明天皇の「皇后」であったからとする見解も有力ですが、では、なぜ、軽皇子がその後継者に選ばれたと説明されるのでしょうか。私は、皇極天皇から孝徳天皇への王権継承は、共通祖先からの世代内継承でしか説明し得ないと考えます。ただ、古代の王権継承には、もう一つ、緩やかな男子優先の原則があつたことも事実です。となると、なぜ、軽皇子が宝皇后の前に即位しなかったのかという疑問が生まれるでしょう。しかし、それは、宝皇后の舒明天皇との婚姻が、宝皇后の世代引き上げの要因になつたからであり、その結果として、軽皇子の世代も引き上げられたからだと考えられます。

以上、迂遠な論証を展開しましたが、吉野盟約の眼目は、天武と婚姻を結んだ鷦野讚良を天武の同世代に位置づけ、従つて、ボスト天武の第一候補として位置付けることを承認させることにあつたと結論されるのです。ここにあげられた六人の皇子の序列は、実は、この後も意味のある序列であることが確認されます。しかし、その序列はあくまでも皇子の中での序列であり、王権継承の順序を意味するものではありませんでした。つまり、吉野盟約は、諸皇子の王権継承の問題については何の決定もせず、ただ、天武死後の王権継承者として皇后鷦野讚良があることを確認するものでした。鷦野讚良の後の問題は、先送りされたということになるのです。

しかし、『日本書紀』は、筆頭に挙げられた草壁皇子が、その後、皇太子にたてられたと述べています。このことから、吉野盟約を、将来的に草壁皇子が筆頭の皇子として王権を継承する位置にあることを了解することにあつたと

する理解も古くからおこなわれてきました。草壁の立太子は、天武一〇年（六八一）とされますから、吉野盟約は草壁のブレ立太子の儀式であったという考え方です。

そうでしょうか。この問題を解く鍵は、草壁の立太子が歴史上の事実として認識されるのかという一点にかかります。次にこの点について述べたいと思います。

(二) 草壁立太子の構想

『日本書紀』は、天武一〇年二月甲子条で、天皇・皇后が大極殿に親王・諸王・諸臣を喚び、律令の編纂を命じたことを述べ、これに続けて、次のように草壁立太子を伝えています。

是の日に、草壁皇子尊を立てて皇太子とす。因りて万機を摂（ふさねおさ）めしめたまう。

実録性の高い壬申の乱の経緯を記した壬申紀以降は、すべて史実を伝えるものとして、この記事も疑われることはほとんどありませんでした。しかし、果たしてそうでしょうか。『日本書紀』が編纂時点の八世紀前半の認識のもとに作られた歴史書であり、そこに編纂意図が多分に含みこまれていることは、多くの研究者によつて指摘され、記述の史実性が検討されてきました。ところが、壬申紀以降となると、にわかに「疑いの目」が弱くなるのです。

私は、この記事の史実性を大きく三つの点から疑っています。

まず第一点は、この記事が、厩戸皇子、いわゆる聖徳太子の立太子記事と酷似している点です。厩戸皇子の立太子に関する記述は、父である用明天皇の即位にかかる部分と、推古天皇の即位後の記事に見られます。まず、用明天皇の即位にかかる、いわゆる帝紀的記述（用明天皇元年（五八六）正月壬子朔条）において、

豊御食炊屋姫天皇（推古天皇）の世にして、東宮に位居す。万機を総撰りて、天皇事したまう。語は豊御食炊屋姫天皇の紀に見ゆ。

と記されています。そして、「語」があるとされる推古天皇元年（五九六）四月二卯条では、

厩戸豊聰耳皇子を立てて、皇太子とす。仍りて錄撰政（まつりごとふさねつかさど）らしむ。万機を以て悉に委ぬ。

と記されています。「万機」を「撰」すという表現は、中国の歴史書に依拠したという指摘がなされていますが、立太子にかかわり、この表現がみられるのは、この一人だけです。厩戸皇子については、近年、「聖徳太子はいなかつた」という衝撃的な説が出され、その存在 자체を疑う見解も発表されていますが、多くは実在の厩戸皇子に「推古天皇の皇太子として天皇に代わって政治を行つた」という修飾が行われたと指摘する意見だと私は受け取つております。しかし、聖徳太子に疑いの目を向ける方々で、草壁皇子の立太子記事にまで疑問の目を向けた研究者を、私はほとんど知りません。実は、草壁立太子記事が聖徳太子の立太子記事と似ていて、その自体に、『日本書紀』編纂者の、編纂時点の政治的意図が含まれていると考えられます。この点は、後に述べることとして、次の疑問に移ります。

第二の疑問は、立太子が行われた四年後の正月に、草壁皇子に對して新たに定められた位階が授与されている点です。『日本書紀』天武一四年（六八五）正月丁卯条で、草壁は新たに定められた諸王以上の位階の、第六位に当たる淨広壹位を授けられています。これに続けて大津皇子・高市皇子・川島皇子・忍壁皇子という、吉野盟約にこの順に名を連ねた皇子たちにも新位階が授けられていますが、最高位は、草壁です。つまり、草壁は當時存在したすべての王族の中で、最高位の位を授与されたということになります。しかし、それは「皇太子」という地位と矛盾するもの

と言わねばなりません。皇太子は、律令制下では次期天皇予定者として、天皇不在の場合に天皇大権の一部を「皇太子監国」として行使することが規定されている存在であり、王族を含めた諸臣とは一線を画される存在です。たとえ最高位であっても、位階を授けられている限り、草壁は諸臣の列にとどめ置かれていると断ぜざるをえません。草壁皇太子は、律令制下の皇太子とは異なる段階であったという反論が出るかもしれません。では、次の点をどう考えるでしょうか、三つ目の疑問です。

それは、草壁皇子が高市皇子と同じ政治的位置にあったという認識が、草壁死後には生まれ、八世紀前半まで維持されていたと考えられる点です。『日本書紀』では、王族を表す際、しばしば「尊」または「命」を付してその尊貴性を強調する事例が知られています。しかし、壬申紀以降では、「尊」または「命」を付して呼ばれる皇族は、草壁と高市に限られています。『日本書紀』では、天武天皇の帝紀的記述に相当する天武二年（六七三）二月癸未条に「草壁皇子尊」「高市皇子命」と見えます。以後、草壁は、「草壁皇子尊」、また立太子以後は「皇太子」と記されます。高市皇子に「ミコト」の尊称が付されているのはここだけです。しかし、その死去を記した持統一〇年（六九四）七月庚戌条には、「後皇子尊薨」と、「命」ではなく「尊」字をもつて示されています。

高市の死亡記事は、重要です。「後」とあるからには、「先」があると考えねばなりません。その「先」に当たるのが草壁皇子であることは疑いないでしよう。ここで、奈良時代、草壁が「日並知皇子尊」（『続日本紀』）、「日並皇子尊」（『万葉集』）、「日並皇子」（東大寺献物帳（国家珍宝帳））と呼ばれていたことに注目したいと思います。特に万葉集では、第四九番歌自体の中に「日雙斯皇子命」と見えており、生前からそう呼ばれていた可能性を示唆します。また、同じ『万葉集』を見ていくと、高市を「高市皇子尊」と記し、その死去について、二〇二番歌の左註に「案

日本紀云」として、先に引いた持統一〇年七月庚戌条が引用されていることに注目しなければなりません。

草壁と高市は、ともに「ミコノミコト」と尊称され、高市は草壁に対し、「後ノミコノミコト」と呼ばれ、その草壁は「ヒナミシノミコト」と呼ばれていた、ということになると、高市は、実は「後のヒナミシノミコノミコト」であったと言わざるを得ないでしょう。高市の中である長屋王邸の発掘で、「後皇子 後皇子命宮」と習書された木簡が出土していることにも注目しなければなりません。草壁と高市は同じ政治的地位にあったという認識は、奈良時代初めの貴族たちの共通認識となっていたと判断されるのであります。

この事実に最も早く気づいたのは、一五世紀初め、「本朝皇胤紹運錄」という、現存最古の天皇系図を記した洞院満季でしょう。高市皇子の頭注に、持統一〇年七月庚戌条を引き、後皇子薨とあるのは、「草壁皇子尊薨せましし後、高市立ちて太子となる。仍りて後皇子尊と称す」と記した人物、恐らく編者の洞院満季は、正しい史料分析を行ったと評価すべきです。ただ、その同じ政治的地位を「皇太子」とすることは認められません。

では、その地位とは何だったのでしょうか。それは、草壁死後、高市が就いたとされる「太政大臣」であったとすべきでしよう。ただし、「太政大臣」という役職名が、草壁がその地位に就いた時に既に存在していたかどうかはにわかには決められない問題です。「太政大臣」に匹敵する地位、すなわち、天皇のもとに形成される権力機構の中枢部、その筆頭に就任したと考えるべきでしよう。しかし、そのまま『日本書紀』に記すことは不都合であった。何故か。その意味を探る前に、もう一つ、吉野盟約で先送りされたポスト持統の問題を見ておきたいと思います。

(三) 軽(珂瑠)皇子の立太子

ポスト持統の問題は、思いがけぬ方向で解決の道を進むことになりました。それは、最有力と考えられていた草壁が持統三年(六八七)四月に死去し、吉野盟約以後、第二位の地位にあった大津は天武死後、謀反の罪を着せられて死を賜り、さらに、第三位にあった高市も持統一〇年に死去して、天武諸皇子中の有力後継候補がいなくなってしまったという事態です。もちろん、候補者となる皇子たちは、「十余王」いたわけで、トップスリーがいなくなっても、候補たり得る皇子は複数存在しました。しかし、ここで持統は大きな勝負に出ます。それは、自身の子・草壁の遺児、軽(珂瑠)皇子を皇位につけ、以後、父子繼承を行つて皇統を維持しようとする、新たな王権繼承原則を樹立しようとする試みでした。

最古の漢詩集『懷風藻』に収められた葛野王伝は、高市死後、皇太后(持統)が王公卿士を集めて開いた日嗣を立てる会議で「衆議紛糾」となった時、「我が國家の法と為る、神代より以来、子孫相承けて、天位を襲げり。若し兄弟相及ぼさば則ち乱此より興らむ。(中略)然すがに人事を以ちて推さば、聖嗣自然に定まれり」と述べたと伝えています。そして、『続日本紀』が天武第六皇子とする弓削皇子が何かを言おうとした時、葛野王がこれを叱して議論を収束させ、皇太后(持統)が「其の一言の国を定めしことを嘉々し」て、王の位階をあげ、官職を受けたと記しています。『日本書紀』が持統二年(六九七)二月甲午条で、東宮大傅、春宮大夫・亮の任命を伝えているのは、この会議で軽(珂瑠)皇子の立太子が定まった結果と考えられます。葛野王は、壬申の乱に敗れた大友王の子どもです。「若し兄弟相及ぼさば」というのは、聞き様によつては、壬申の乱を皮肉つてゐるようにも思われますが、決してそ

うではなく、律令が定まり、安定性を増した国家に対応する王権継承原則の樹立を理解できた葛野王の、「大人の発言」と見るべきでしょう。そして、『日本書紀』は、軽（珂瑠）皇子立太子の半年後、持統が譲位し、皇太子が即位したことをもってすべての記述を終えています。

『日本書紀』が持統の譲位、皇太子の即位で記述を終えていることを重視すべきです。単に、持統の治世が終わつたということではなく、律令国家の成立に基づく新たな王権継承原則が樹立されたことをもって、国家成立史を説く最初の歴史書が完結したと見るべきです。軽（珂瑠）皇子立太子とそれに続く即位は、新たな王権継承原則定立の宣言、天武に始まり、父からその子へと受け継がれる王統の樹立を宣言するものだったのです。

おわりに

与えられた時間が無くなつてきました。本報告では、まず吉野盟約の意味を考え、ボスト天武を持統に限定する方針の承認にあつたと結論しました。ただそれには、草壁の立太子記事の史実性の検討が必要であることを指摘し、後半では、草壁の政治的地位は、皇太子ではなく、天武政権下に形成された権力中枢（権力核）の筆頭的位置にあつたことを指摘しました。

そして、ボスト持統が、有力候補の死去により、律令国家の成立に基づき、安定的な王権継承を目指して、父から子へと限定的な継承原則の樹立に向かつたことをお話ししました。草壁の立太子はそのため創作されたこと、さらには、草壁の立太子記事と聖徳太子の立太子記事がきわめて類似した文章構成になつていて、最後にお話しし、私の報告を終わりにしたいと思います。

『日本書紀』が編纂されたのは、聖武天皇の皇太子時代のことであります。聖武天皇の立太子、即位に至る過程も平坦なものではありませんでした。父、文武天皇が早逝したため、祖母に当たる元明、そして伯母に当たる元正に守られ、立太子し、即位していきます。父の立太子、即位によって樹立された王権継承原則に守られ、立太子し、即位を待っている時に編纂されたのが『日本書紀』でした。いわば、『日本書紀』は首皇子（聖武天皇）立太子・即位の歴史的正統性を証明するために編纂された歴史書であったのです。もちろん、それだけが編纂課題のすべてであつたわけではありませんが、主要な編纂課題であつたことは間違ひありません。

そこで問題になるのが、草壁の位置づけです。草壁の歴史的位置は先に述べたとおりです。条件が満たされれば、草壁も即位した可能性があります。しかし、実際には草壁即位は実現しませんでした。そこで、生きていれば即位したはずだ、天武の子として即位するはずだったという姿を作り出し、天武から始まる父から子へという王権継承方式の歴史的正統性を主張するために行われた作為が、草壁立太子記事の創作であつたと考えるわけです。

では、それがなぜ、聖徳太子（厩戸皇子）の立太子記事と同じ文章構造で記されたのでしょうか。それは、一方で厩戸皇子の置かれた政治的位置と、草壁の政治的位置とが歴史的に同じ系譜上にあるという歴史的事実があったからだと、私は考えています。草壁皇子の置かれた位置は推古朝に淵源をもつ、つまり、推古朝に初めて、大王の下に置かれた権力中枢に王族が配置されることとなり、その第一号が厩戸皇子であったという事実があったからこそ、草壁立太子を補強するために、厩戸立太子が同じ文章構造で創作された、そのように考えられるのではないかでしょうか。

最後はいたずらに問題を拡散させることになってしまったかもしませんが、以上で私の報告を終わりといたします。